

4 川こ保 2 第 702 号
令和 5 年 1 月 1 0 日

各保育所型事業所内保育事業 設置者・施設長 様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第 2 課長

令和 5 年度以降の地域型保育事業における配置保育士数算定方法の見直しについて（通知）

日頃から、本市の保育行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、昨今の各地域型保育事業における利用定員に対する実員の充足率を鑑み、本市における配置保育士数の算定方法を次のとおり見直します。

なお、この見直しは、年齢別配置基準の配置数に関するものであり、国が定める公定価格及び市加算運営費の算出への影響はなく、見直しに伴う支給額の減額はありせんので、併せて通知いたします。

また、当該地域の保育需要等により、施設によっては、一定期間実員が利用定員を下回ることから、見直し前と比較し、配置保育士数が減少する場合も想定されますが、これは、利用定員を下回る児童数を受入上限として運営することを許容するものではありませんので、必ず後述の留意すべき点を確認し、遵守してください。

1 概要について

年齢別配置基準について、本市では実員が利用定員に満たない場合にあっては、年度途中の緊急ケースを含む保育所入所にも対応できるよう、利用定員で保育士配置数を算定し、利用定員を超えた受入れを実施している施設にあっては、実員で保育士配置数を算定していました。

しかしながら、昨今、一定期間実員が利用定員を下回る保育所が見受けられることから、令和 5 年 4 月から、利用定員ではなく実員で配置数を算定することにいたしました。

2 年齢別配置基準、その他国基準等及び市加配保育士配置基準と支給額について

(1) 年齢別配置基準配置数（条例上の保育士数）

ア 算定方法

「利用定員と実員を比較し、より多い人数で配置数を算定」する方法から、「実員で配置数を算定」する方法に変更します。

変更前（現行）	変更後（令和5年4月～）
毎月初日の在籍子ども数（実員）と利用定員数でそれぞれ保育士配置数を算出した人数のいずれか多い人数とする。	毎月初日の在籍子ども数（実員）で、保育士配置数を算出する。

イ 公定価格の支給額

これまでと同様に「定員区分に応じた単価で実員分を支給」することから、現行の算定方法による支給額から減額になることはありません。

ウ 保育士配置

配置は常勤とすることに変更はありません。

(2) その他国基準等配置数

ア 算定方法

これまでと同様であり、変更はありません。

変更前（現行）	変更後（令和5年4月～）
・利用定員20人以下の施設につき1人 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人	変更なし

イ 公定価格の支給額

これまでと同様に「定員区分に応じた単価で実員分を支給」することから、現行の算定方法による支給額から減額になることはありません。

ウ 保育士配置

配置は常勤とすること、当分の間の特例として非常勤職員は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えること、その際、その他国基準等保育士としては、各施設の就業規則等で定めた常勤職員1か月の勤務時間数をもって常勤換算を行えることについても変更はありません。

(3) 市加配保育士配置基準配置数

ア 算定方法

これまでと同様であり、変更はありません。

変更前（現行）	変更後（令和５年４月～）
【休憩休息保育士】 毎月初日の在籍子ども数（実員）と利用定員数でそれぞれ川崎市児童福祉施設の設置及び運営基準に関する条例上の保育士数を算出した人数のいずれか多い人数÷４（少数点第１位を切上げ） 【年休代替保育士】 各施設に１人加配	【休憩休息保育士】 変更なし 【年休代替保育士】 変更なし

イ 市加算運営費の支給額

当分の間、これまでと同様の配置基準とし、支給額を維持します。

ウ 保育士配置

配置は常勤とすること、当分の間の特例として非常勤職員は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えること、その際、市加配保育士としては、１２０時間をもって常勤換算を行えることについても変更はありません。

(4) 年齢別配置基準配置数（条例上の保育士数）で算出する市加算運営費

ア 算定方法

これまでと同様であり、変更はありません。

変更前（現行）	変更後（令和５年４月～）
【指導用給食費】 毎月初日の在籍子ども数で、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例上の保育士に２人を加えた人数	【指導用給食費】 変更なし

イ 市加算運営費の支給額

当分の間、これまでと同様の算出方法とし、支給額を維持します。

3 留意すべき点について

この度の年齢別配置基準の見直しは実員が利用定員に達していない施設に対し、より実態に沿った人員配置を可能にするものであり、利用定員を下回る児童数を上限として運営することを許容するものではありません。

つきましては、実員が利用定員を下回る施設は、これまでと同様に利用定員を満たすように児童の募集を行うとともに、年度中に児童数が増加した場合は、必ず条例及び要綱を遵守した職員体制を確保してください。

(給付・指導担当)

電 話 044-200-3128

F A X 044-200-3933

E メール 45hoiku2@city.kawasaki.jp

「【別添1】年齢別配置基準の算出方法の見直しについて(通知)」正誤表

誤	(3)市加配保育士配置基準配置数 ア 算定方法 【休憩休息保育士】 毎月初日の在籍子ども数(実員)と利用児童数でそれぞれ川崎市児童福祉施設の設置 及び運営基準に関する条例上の保育士数を 算出した人数のいずれか多い人数÷4(少数点第1位を切上げ)
正	(3)市加配保育士配置基準配置数 ア 算定方法 【休憩休息保育士】 毎月初日の在籍子ども数(実員)と利用児童定員数でそれぞれ川崎市児童福祉施設の設置及び運営基準に関する条例上の保育士数を算出した人数のいずれか多い人数÷4(少数点第1位を切上げ)

例：事業所内保育事業（定員20人以上）
利用定員30人 実員23人（令和5年4月）

【事例】

施設名							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用定員	10	10	10	0	0	0	30
実員	7	8	8	0	0	0	23

	年齢別配置基準	その他国基準	市加配職員 休憩休息保育士(新)	年休代替保育士	合計
現行	7	2	2	1	12
変更後	5	2	2	1	10

●年齢別配置基準及びその他国基準等における配置数と支給額(国が定める公定価格)

○年齢別配置基準配置数

「利用定員と実員を比較し、より多い人数で配置数を計算」する方法から

「**実員で配置数を計算**」する方法に変更します。

○その他国基準等配置数

これまでと同様に変更はありません。

○支給額(国が定める公定価格)

これまでと同様に「**定員区分に応じた単価で実員分支給する**」ことから減額は**ありません**。

【保育士(常勤)の配置数】

区分	配置基準	基準人数	計算	利用定員		実員	保育士配置数
【年齢別配置基準】 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例上の保育士	0歳児3人につき1人 1・2歳児6人につき1人 3歳児20人につき1人 4歳以上児30人につき1人	旧基準	0歳÷3	3.3	2.3		
			1・2歳÷6	3.3	2.6		
			3歳÷20	0.0	0.0		
			4歳以上÷30	0.0	0.0		
			小計	7.0	5.0		7
		新基準	0歳÷3		2.3		
			1・2歳÷6		2.6		
			3歳÷20		0.0		
			4歳以上÷30		0.0		
			小計		5.0		5
【その他国基準】 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例とは別に、国基準により配置を必要とする保育士	利用定員20人以上の施設につき1人 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人					1	
						1	2

現行では、年齢別配置基準は、利用定員と実員でそれぞれ算出した人数の多い人数としておりました。この場合「7人」となります。

R5.4以降においては、年齢別配置基準は、実員での算定となります。この場合は「5人」となります。

その他国基準等においては、見直しによる変更はありません。

保育士配置数は常勤とすること、また、当分の間の特例として非常勤職員は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士又は後述する市加配保育士として常勤換算を行えること、その際、**その他国基準等保育士としては、各施設の就業規則等で定めた常勤職員1か月の勤務時間数をもって常勤換算を行えること**についても変更はありません。

●市加配保育士配置基準と支給額(市加算運営費)

○休憩休息保育士配置数

これまでと同様「利用定員と実員を比較し、より多い人数÷4」から

当分の間、変更はありません。

○年休代替保育士配置数

これまでと同様に変更はありません。

○支給額(市加算運営費)

当分の間、これまでと同様の配置基準とし、支給額を維持します。

【保育士(常勤)の配置数】

保育士（市助）の配置数							
区分	配置基準	基準人数		計算			保育士配置数
				利用定員	実員		
【市加配保育士】 休憩休息保育士	条例上の保育士4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。	旧基準	川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例上の保育士÷4(小数点第1位を切上げ)	0歳÷3	3.3	2.3	
				1・2歳÷6	3.3	2.6	
				3歳÷20	0.0	0.0	
				4歳以上÷30	0.0	0.0	
				小計	7.0	5.0	
		新基準	【文言の変更のみ】 毎月初日の在籍子ども数(=実員)と利用定員数で、それぞれ川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例上の保育士数を算出した人数のより多い人数÷4(小数点第1位を切上げ)	0歳÷3	3.3	2.3	
				1・2歳÷6	3.3	2.6	
				3歳÷20	0.0	0.0	
				4歳以上÷30			
				小計	7.0	5.0	
年休代替保育士	各施設に1人加配						1

市加配保育士配置基準は、従来の算出方法から当分の間、変更ありません。この場合は、「 $7 \div 5 = 1.4 \Rightarrow 2$ 人」となります。

保育士配置数は常勤とすること、また、当分の間の特例として非常勤職員は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述したその他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えること、その際、市加配保育士としては、120時間をもって常勤換算を行えることについても変更はありません。

●年齢別配置基準配置数(条例上の保育士数)で算出する市加算運営費

○指導用給食費

これまでと同様に変更はありません。

【条例上の保育士数の影響を受ける加算】⇒従前から変更なし

項目	内容	対象職員数	基準人数		対象職員数
			利用定員	実員	
指導用給食費	利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。	毎月初日の在籍子ども数で、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例上の保育士に2人を加えた人数		2	4

年齢別配置基準配置数で算出する市加算運営費は、従来の算出方法から変更ありません。